

第五十一回 参議院 商工委員会 會議録 第二十号

昭和四十一年四月二十一日(木曜日)

午前十時三十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 村上 春藏君
理事 赤間 文三君
豊田 雅孝君
柳田桃太郎君
近藤 信一君

委員 井川 伊平君
大谷藤之助君
近藤英一郎君
宮崎 正雄君
吉武 恵市君
小柳 勇君
永岡 光治君
鈴木 一弘君
矢追 秀彦君
向井 長年君

國務大臣 通商産業大臣

政府委員 通商産業省重工業局長

通商産業省鉱山局長
特許庁長官 倉八 正君

事務局側 常任委員会専門員

説明員 工業技術院地質調査所長

佐藤光之助君

参考人

金屬鉱物探鉱促進事業団理事長 加賀山 一君

本日の會議に付した案件

○特許法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○実用新案法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○金屬鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(村上春藏君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事会におきまして協議いたしました事項について報告いたします。

本日は、工業所有権関係二法案の提案理由の説明を聴取いたしました後、金屬鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案及び計量法の一部を改正する法律案の審査を行なうことにいたしましたので、御了承願いたいと存じます。

○委員長(村上春藏君) まず、予備審査のため、本委員会に付託されました特許法の一部を改正する法律案及び実用新案法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。三木通産大臣。

○國務大臣(三木武夫君) 特許法の一部を改正する法律案につき、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

最近における技術革新の進展、貿易の自由化等を背景として、特許出願は激増し、しかもその内

容は一段と高度化、複雑化しつつあります。この結果、特許庁における増員、機構の拡充、予算の増加等種々の審査促進対策の実施にもかかわらず、審査は大幅におくれ、特許庁には未処理案件が累積し、現在では特許一件当たりの審査に要する期間は平均約三年半に達する状況となっております。企業活動に幾多の不便を与えておりますのが実情であります。

このような事態を打開し、特許権の設定が技術の進展の段階に相応し、時代の要請に合致して、迅速に行なわれるようにするため、政府は、工業所有権制度改正審議会に対し、審査、審判の促進方策について諮問を行ない、同審議会は三年近くにわたって慎重な検討を加えてまいりました。その結果、同審議会は、制度運用上の諸施策のみをもつては特許制度の機能を生かすことができないとの結論に達し、昨年七月特許制度自体の改正に関する答申が出されたのであります。

本法律案は、この答申に基づき、さらに関係各方面の意見を取り入れて作成いたしましたものであります。ちなみに、諸外国におきましても、審査の遅延に腐心しており、審査促進のための改正が次々と行なわれつつあります。すなわち、オランダでは一昨年一月から新制度が施行されており、ドイツでも近く新しい法律が施行される予定であり、また米国においても昨年四月大統領令により特許制度の根本的改正に乗り出しているものであります。

次に、本法律案の概要につき御説明申し上げます。第一は、特許に関する手続を簡素化、合理化したことであり、特許法につきましては、今後とも審査主義を堅持することは現在と変わらなせんが、従来から審査遅延の一因をなしておりました出願人による自発的な補正訂正をなし得る期間を出願後六ヶ月にすること、方式に違反してい

る手続に対する却下処分を新設すること、補正却下の決定の制度を廃止すること等手続面での簡素化、合理化を行なうことによつて審査処理の迅速化をはかるものであります。

第二は、先願に関する規定を整備したことであり、特許制度の根幹は技術の公開にあるという点にかんがみ、公開されないものは先願の地位を持たないこととし、また、請求範囲以外の記載事項をも発明の新規性判断の基準とすることにより、単なる防衛のための出願をしなくても済むようにいたしております。

第三は、本改正法案施行目現在の未処理案件につきましても、審査促進の見地から原則として改正法を適用することとしたこととあります。現在、特許庁には二十万件余の特許未処理案件が累積しておりますが、今回の改正による簡素化、合理化された手続を適用することによつて、可及的すみやかにその処理を終わり、新法の円滑な実施を行ないたいと考えたわけであります。ただし、出願に対する拒絶の理由等権利の実質的内容に関する部分につきましては、期待権尊重の見地から従来どおりの処理をいたすこととしております。

このほか、審査官は三年以内に出願公告等をするようにつとめなければならないこととし、審査促進の姿勢を明確にいたしますとともに、出願分割期間の制限、特許料納付方法の改正等につき現行特許法の諸規定を整備改善いたしております。

なお、本改正法案は、本年十月一日から施行いたします。以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に実用新案法の一部を改正する法律案につ

き、その提案理由及び概要を御説明申し上げま

最近において、実用新案登録出願の増加は目ざましく、このため特許出願と同様に、実用新案登録出願の審査も大幅におくれ、現在では一件当たりの審査に要する期間は、平均三年余に達している状況であります。実用新案制度が比較的簡易な実用的考案を対象としていることを考えますと、このように出願から権利の付与までに長期間を要するということは、この制度の意義をはなはだしく減殺する結果になっている次第であります。

このような事態を改善し、実用新案制度の本来の機能を發揮させるために、工業所有権制度改正審議会は、三年近くにおわたって実用新案制度のあり方について慎重審議を重ねてまいりましたのでありますが、その結果、権利の迅速な付与ということが最大の要請であることにかんがみ、簡略審査制度の採用を骨子とした改正を行なうべき旨の答申を得た次第であります。本法律案は、この答申に基づき、さらに関係各方面の意見をも取り入れて、作成いたしましたものであります。

次に、本法律案の概要につき御説明申し上げます。第一は、公開方式による簡略審査制度を採用したことであり、すなわち、出願については、まず形式審査を行ない、出願後六カ月を経過すれば出願内容を公開し、公開後六カ月間は一般から異議の申し立てを受け、この間に異議の申し立てのない出願はそのまま登録し、他方異議の申し立てのあった出願は、その申し立てに基づいて審査するということです。これは処理の迅速化をはかり、もって実用新案制度の本来の機能を十二分に發揮せしめようという趣旨に基づくものであります。

第二は審判制度の合理化であります。すなわち、拒絶査定に対する不服審判における審査前置制度を採用するとともに、比較的簡単な審判事件については単独審判を行なう等その迅速な処理をはかるようにいたしております。

第三は、存続期間を公開後八年としたことであ

ります。技術革新の目まぐるしい今日において、実用新案のような比較的簡単な技術を長期間独占させておくことは、かえって技術の進歩を妨げることもなおります点を考慮いたしまして、これを現行十年から八年に短縮した次第であります。

第四は、効力確認の審判を新設したことあります。すなわち、自己の実用新案権が侵害されたとき、または侵害訴訟を提起した場合において裁判所が命令をしたときに、権利者が自己の権利に無効理由が含まれていないことの確認を特許庁に對し求めることができることとしたしました。これは、実用新案権の行使を円滑にし、また、第三者の権利との調整をも考慮して権利の乱用を防止しようとするものであります。

その他、手続の簡素化、合理化等につきましては、特許法の改正に準じて制度の改善を行なうこととしたしております。

最後に、本改正法案施行日現在の未処理案件につきましては、実体的な規定は現行法を適用し、手続的規定については新法を適用することによって、その迅速な処理をはかることとしております。

なお、本改正法案は本年十月一日から施行したい所存であります。以上が本法律案の概要であります。

さらにこの制度改正とあわせて、予算、定員の充実その他につきましても今後一そうの努力をいたし、その機能を十二分に發揮し得るように努める所存であります。また、本来特許の対象は発明であり、実用新案の対象は考案であります。従来から特許に出願されるべき発明が実用新案に出願されている例が見られるのであります。これらにつきましては、このたびの改正を契機といたしまして、極力特許に出願されるよう指導してまいりたいと存じております。

何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(村上春藏君) 以上で両案の提案理由の説明は終了いたしました。自余の審査は、これを

後日に譲ることにいたします。

○委員長(村上春藏君) 次に、衆議送付の金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、前同に引き続き質疑を行ないます。

○委員長(村上春藏君) この際、おはかりいたします。本案審査のため、参考人として金属鉱物探鉱促進事業団理事長加賀山一君の出席を求めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(村上春藏君) 御異議ないと認めます。

○委員長(村上春藏君) それでは質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 先般に続きまして質問いたしますが、第一は、この前も問題にいたしましたように、日本の銅を中心にして、現在足りないのがありますが、それにもかかわらずこの探鉱事業というのをおくれている。したがって、もっと金をかけて、しかも期間を早く、先般の質問によりますという、広域調査は数年かかるというような状況であります。もっと期間を短くして開発する必要があるのではないかと、こういうことを考えるわけでありますが、大臣の見解をお聞きたいします。

○国務大臣(三木武夫君) 御承知のように、いま国内の開発、国外の開発も、これはもう少し積極的にやる必要が私はあると思います。お話し趣旨に沿って努力しております。

○小柳勇君 先般の局長の答弁によりますと、これから五カ年間で七十数万トンの鉱物が必要である、これはまあ銅を中心いたしました。日本で年間十数万トンぐらいいしか発掘できないのであります。しかもそれは十年間かかると約二〇％から三〇％ぐらいいしか前進してない。この面でも、もちろん戦争もありましたけれども、銅山その他のいわゆるメタルの鉱山というのは非常に開発がおくれている。したがっていま三段階でこ

の探鉱をやられておる。まず役所が計画いたしました、これを地質調査は調査所が中心にやる。それから探鉱事業団にまかせる。それからまあ山が、会社自体がやるのであります。こういうものを先般大臣が答弁されましたように、一体化いたしまして、もう少し金をかけて国が責任を持つて開発する、そういう必要があると思ひますし、特にいま石炭鉱山が斜陽化されておりますから、開発の方法は石炭もメタルの鉱山も大体同じである。したがって、石炭の斜陽化されました事業者がメタルのほうに転向するようなことも可能である。したがってそのメタルの山のほうです

ね、鉱山のほうにもう少し金をかけて、計画的に、たとえば現在十数万トンぐらいいしか出ないけれども、近い将来は二十万トン出すとか、あるいは三十万トン出すとかという大きな目標を立ててやるべきではないか。もちろんこれはボーリングをやります、なかなかギャンブル的なものでありますから、簡単にいかぬと思ひますけれども、計画的に投資しながら、しかも一つの目標をつくって開発すべきだろと考へます。重ねて大臣から見解をお伺いします。

○国務大臣(三木武夫君) まあ石炭と比較してのお話がありましたけれども、石炭は、これは国内の問題ですけれども、ほかのやっぱ金属鉱物、鉱産物については海外で開発していくのに相当力を入れなければならぬ。また需要も石炭と違って非常に伸びておるわけであり。まあ石炭とは事情が違ひますけれども、御指摘のように国内国外入れて、もっとやっぱ積極的に開発する必要があるがございまして、今後の予算上の処置についても十分配慮してまいりたいと思ひます。

○小柳勇君 いままでこの論議の過程で、四つの鉱物が中心にまあ論議してまいりました。鉛、亜鉛など。ほかの鉱物につきましても当然探鉱事業団は対象としなきゃならぬと思ひ、また銅を中心に探鉱しております。ほかの鉱物のほかの可能性がありまして、この四種の鉱物のほかの鉱物の探鉱についてはどのような政策を持ってお

るのか、局長からお聞きします。

○政府委員(岡角良彦君) たいにお話がございましたように、探鉱事業団の融資の対象となります。銅、鉛、亜鉛、マンガン等の四種類ということになっておりますが、これは融資対象でございます。探鉱事業団の探鉱それ自体につきましては、さような鉱種の限定を特に設けておるわけではございません。探鉱を銅、鉛、亜鉛について行ないますと、それに付随いたしまして各種の鉱産資源の探鉱の成果が同時に期待できるということでございます。

○小柳勇君 中小の山では、現在十七種くらいを対象として探鉱しておられるし、なお補助金などもその対象になっておるようでありますが、その状況について御説明願います。

○政府委員(岡角良彦君) 御指摘のように中小鉱山に對する新鉱床探査補助金は、四十一年度四億一千万の予算を計上いたしておるわけでございます。これらの交付対象は、中小の鉱山につきましては十七種の鉱産資源を対象として行なうことになっております。特に四十一年度からは硫黄を新たに追加いたして補助対象に加えた次第でございます。

○小柳勇君 次は、この事業団が人員を増加して仕事があつた活発化してまいりますと、現在営業をやつておられます山、あるいはこれから営業を始める山が、まあ自分のほうの金で探鉱するよりも事業団にやつてもらつたほうがいいものですか、ここには何か鉱物があるなどというところなら、たとえば銅なら銅を採掘したいために事業団のほうに頼んで、これは民間の会社が自分の金を使わないで事業団に探鉱やらして探鉱するといふ利益ですね、国の税金でやります事業団の仕事が民間の会社に奉仕するようになる危険性がある。この点についてどのような抑制策あるいはブレーキがチェックされる機関があるか、局長から。

○政府委員(岡角良彦君) ただいまの御質問の御趣旨は、現在の探鉱促進事業団を中心としたしま

する政府の助成措置等が探鉱部門につきまして、公正かつ公平に行なわれるような仕組みになっておるか、こういう御趣旨かと了解いたしますが、御承知のように探鉱の促進につきましては、各事業年度におきまして毎年実施計画の策定をいたしておる次第でございます。この探鉱の実施計画は、鉱業審議会に設けられました探鉱分科会というところで審議をしていただいておりますが、この探鉱分科会は関係都道府県の鉱業権者等の実際に探鉱に因与される方々のほか、学識経験者の御参加をお願いいたしまして、この分科会の公正なる審議を期待いたしておる次第でございます。

現在、探鉱分科会の会長には東大の渡辺教授をお願いいたしております。そのほか学界から五名、地質調査所から二名、業界から三名、事業団から一名、計十一名の編成になっておる次第でございます。これがいかなる手続、過程で探鉱計画が決定されるかという点をいささか補足して御説明いたしますと、まず精密調査というものにつきましては、予算が決定された次第、鉱山局といたしましては関係府県、業界あるいは学識経験者の御意見を承りまして、精密調査の大体の計画案といふものを策定いたしまして、これを探鉱分科会にはかりまして、精密調査の実施の地域、その方法、さらにその規模等についての議論をしていただきまして、その答申を待って関係都道府県に通知をいたしまして、関係都道府県ではこれを公示いたしまして、利害関係人の意見の申し立ての機会を与へ、公正な探鉱が行なわれるような仕組みにいたしておる次第でございます。また、広域調査につきましても、探鉱分科会にはかりまして、いろいろ各界の委員の御意見をお聞きした上で適切な実施計画となるように運用をいたしてまいりたいと考えております。

以上のような次第で、現在の探鉱計画もしくはこれに對応いたします探鉱事業団の事業といふものは、特定の企業の利害に偏することなく公平に行なわれ得るような仕組みになっておると存じます。

○小柳勇君 これは探鉱事業団の理事長から見解を聞いておきたいと思ふんですが、国のお金を約六割出して探鉱をやるのでありますから、特定の会社、民間の会社の利益のために奉仕してはならぬと思ふのであります。これからの理事長並びにこの事業団の心がまえについて見解をお聞きしたいと思います。

○参考人(加賀山一君) ただいま鉱山局長からもお答えがございましたように、われわれのほうは、ただいまの探鉱分科会の御意見というものが根本でございます。それを元にいたしまして実施計画を立てて通産大臣の御認可を得て実行に移す、こういう手続になっておりますので、一企業に偏してどうこうするようには考へるべくもありませんことでございます。またそういうことになることはない、こういうふうな考へております。

○小柳勇君 冒頭に私は大臣にもお聞きしたのでありますが、政府が計画して、現在の日本に埋蔵されておる鉱物資源を出すことについては賛成であります。それは国民の税金で広域の調査も、また精密調査をして、それが民間会社に営業を委託されるのでありますから、国民の税金で探鉱いたしましたその利益が民間会社にストリートで利益となることについてはチェックしなければならぬと思ふ。したがって私は、現在の海外に依存するよりも国内資源を開発しなければならぬ点については賛成であります。そういう面では事業団の仕事がうんとふえればふえるだけ、それが一会社に奉仕するような方向ではなくて、公平に国家的利益で事業がなされるということが基本でなければならぬと思ふ。また地方自治体も二割ぐらゐの負担をいたしますが、これが地方開発のために、鉱山ができれば、その地域が開発いたしますから、地方としては国家的全般的には考えないと思ふんですね。だから会社と結託いたしまして事業団を動かし、あるいは鉱山局を動かして、まずここをやつてくれぬかと、こちらのAという地域が非常に有望であるにかかわらず、B、

Cという地域にその事業を持っていく危険性もありますから、これは公平に、なるべく早い機会に地下資源が発掘できるような方向で事業はなされなければならぬと思ふんですね。これは基本だと思ふますから、重ねて大臣からその点の見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(三木武夫君) お説のとおり、国費を相当な部分使ふものでありますから、その利用というものは公平に処理されなければならぬと考えます。お説のように考へております。

○小柳勇君 この前最後の点まで質問いたしましたから、私の希望意見であります。希望意見を述べて質問を終わりたいと思ふます。

これから五カ年間に七十数万トンの銅を必要とするといふことはもう明らかである。それが国内資源は年間四十万トン余しか出ない、だから海外の開発、海外における探鉱あるいは原鉱の輸入ということに依存してゐるわけですね。したがって私は、投機的な仕事でありますけれども、なるべく計画的に学者なり民間人を動員いたしまして、早急に国内資源を的確に把握して、促進事業団をもっと力を増強して、そうして国内で国内の需要が満たされる方向にひとつ通産省は努力してもらいたい、こういうことを希望いたしまして、私の質問を終わります。

○近藤信一君 この際大臣が御出席されておりますので、若干の御質問をしたいと思います。いま審議しておりますところの金属鉱物探鉱促進事業団法の改正案でございますが、私も長年にわたつて本委員会において審議してまいりました法案の中で似通つた法案というものがあつて、またそれぞれの法案に基づいてそれぞれの会社が組織されておるわけなんです。それは何かという、同じ地下資源開発の線で現在ございすのは、石油資源開発株式会社、これが存在しております。それに金属探鉱促進事業団と同じような地下資源を求めるこの会社、事業団といふものがあるわけなんです、似通つておるものが、私

どもが考えまして、同じような地下資源を求めておるこの会社が幾つかあるという事はわずらわしいような気もいたします。それはなぜかと申しますと、限られた地下資源をお互いが競争し合うということにもなるんじゃないかと思うし、何かこういう幾つかあるものを一本にまとめるものを政府としては考えておられないものであるかどうか、こういう点について大臣の御意見を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) 御指摘のように、石油資源、北海道地下資源と探鉱事業団、幾つにも分かれておりますが、これを一本にみな一緒にということにも無理がありますので、今後は北海道地下資源、それから探鉱事業団などの提携を緊密にいたしまして、そしてばらばらになつてゐる状態をできるだけ一つの目的に集中できるように努力をしていきたいと思ひます。

○近藤信一君 地下資源——まあ石油資源のほうは若干これと趣きが違ふのですし、また探鉱事業団のほうは、促進するためにいろいろと地質調査をし、広域調査をやっておられるわけなんです。ところが、北海道地下資源開発はやはり石油以外の石炭、それから金属鉱物、これを採掘する、この事業をやる会社なんです。広域にわたつて事業団はやられるわけでございますから、たとえば一昨日の本委員会でも質問がございましたときに、答弁は、全国二十何カ所で今後やるんだ、ところが、北海道地下資源開発は北海道開発の関係で最初は北海道に限定されておつた。ところが、やってみると、北海道にはあまり思わしくない結果がいま出ておるんじゃないか。そういたしますれば、やはり北海道から今度は本土のほうへ広く広めていかなければ、あの会社自体が維持できないような結果になつてくるんじゃないか。そうすると、そこで探鉱事業団のほうは探鉱するだけだから、これは別だとおっしゃいますけれども、北海道地下資源開発もやはり探鉱を主として探掘をやる。そうすると、どっかで競争するような結果もまた出てくるわけなんです。この北海道地下

資源開発とこの事業団と一緒にしたら、もっと私はいまいくんじやないかというふうにも、しろうと考えるかもしれませんけれども私自身はそう考へるのであります。その点はどうか。

○政府委員(岡角良彦君) ただいま御指摘がございました北海道地下資源開発株式会社につきましては、当社は設立後約八年になると存じますが、現在までの事業活動の状況に徴しまして、お話がございましたように、北海道以外の地域にも事業を求めなければならぬといったような状態で、必ずしも順調な経過をとつたとは申せないかと存じます。その点につきましては、第一この会社が株式会社という形態をとつておりますために、その探鉱をはじめとする資源開発のための投資というものの資金源泉を、みずからの資本蓄積なり、あるいは民間の借入れなりにたよらざるを得ないというところに、おのづから限界がございまして、それが活発な事業活動に対してはやや制約となつたのではないかと考えております。他方当地地下資源開発株式会社につきましては、現在の探鉱事業団との関係で、広域調査なり精密調査なりを全面的に北海道地区へゆだねるに足るだけの技術的な水準についても、なお改善を要する点があるかと存じております。したがつて、お話しのように重複することは決して好ましいことではございませんので、探鉱事業団の事業計画の中で、いかにしてこの北海道地下資源開発会社を積極的に活用してまいるかという点につきまして、一そう今後意を用いた計画の樹立をいたしたいと思ひます。特に具体的には、当社のボーリングの技術能力というものはたいへん優秀であるという点が広く認められておりますので、探鉱事業団の事業活動等ににおきましては、地下資源開発会社のボーリングの経験及びその技術的な能力を十分に活用してまいるようにいたしたいと考えております。

○近藤信一君 ものつは、大臣も御承知のように、石油資源開発株式会社は石油を主として最初に充足したわけなんです。ところが、やっておる

うちにガスのほうをやる。いまでは石油がだんだんとなくなつて、いわば石油の井戸はだいたいとまつております。石油がだんだんなくなつてきて、もつぱらいまは、国内ではガスのほうに重点が置かれてゐる。そこで、国内にないから結局海外ということ、アラビアまで出かけていって、いま石油資源のほうにはアラビアが重点になつてゐる。で金属鉱物の探鉱も、一昨日の御答弁では、こ十年、十五年国内でまだ十分やらなければならぬ、広域調査でまだあるということでありましたが、ところが、何しろ狭い日本のこととございしますから、無限にあるとは考えられない。将来展望の上に立つて、将来石油資源開発のように国外での探鉱というふうなこともお考えになつておられるのかどうか、この点もひとつお聞きしておきたいのであります。

○国務大臣(三木武夫君) 海外鉱物資源の開発会社が海外の鉱物資源の開発はやらそうということが方針でございます。

○近藤信一君 大臣から御答弁がありました、私はやはり石油の例を見ても、いま御質問申し上げましたような例がありませんから、そう遠くにいかなくても、たとえば国外から依頼される場合があるんですね。そういう場合にはやはり事業団としてその依頼を請け負つて、そうしてそこで事業を進展させる、こういうふうなことはどうですか。これは局長のほうでいいですが……

○政府委員(岡角良彦君) 現在の段階におきましては、大臣から御答弁申し上げましたとおり、金属鉱物探鉱促進事業団がみずから海外における探鉱を行なうということを考えてはおりませんけれども、お話のように、当事業団の持つております知識経験、技術的な能力というものを海外の鉱物資源の開発のために役立てる意味におきまして、諸般の海外開発計画に協力をしていただくという点につきましては、事業団の機能を十分活用してまいりたいと思ひております。

○近藤信一君 その程度に私とどめですが、事業団がせっかく充足してやられて、狭い国内で事業

を続けていく、将来これを発展させるためにはやはり国内だけに限られず、大きな立場から、世界の地下資源に寄与するといふような立場からこれを発展させていきたいと思います。私は思ひます。それから、いままでの探掘はもつぱら山間でやっておるわけでございますから、地盤沈下等という点については、あまり考えられなかつたわけでありまして、特にこれは石油資源のときには新潟で相当の問題が起きた、地盤沈下の問題が起きて騒がれたわけなんです。やはり私たちが昨年調査された結果、いま秋田地方においては黒鉱ムードで相当活発に動いてきてゐるわけなんです。そういったこととてなると、農地の問題がかつてくる、住宅の問題がかつてくる、今後こういうところから探掘するということになりますと、その充てん採掘といふことが、そうしたことを盛んにやつていく、そうするとやはり農村地帯に出てくれば、山間部と違つて地盤沈下というところが避けることができないと思ひます。もし農村地帯で地盤沈下等が激しくなつてきたときに、一体これに対処するところの対策、たとえば石炭関係におきまして、その鉱害というところで農地が非常に大きな被害を受けてゐることは、大臣も御承知のとおりだと思ひます。そうすると、これが第二の産炭地の鉱害といふふうな結果になるのじゃないかということが危惧されるわけなんです。現在はまだ黒鉄採掘にかかつて、期間的にもあまり経過しておりませんが、これが本格的に採掘されるといふことになりまして、なおさらこういう問題が私は将来起こつてくるのじゃないかと思ひます。特に鉱害の処置の問題、こういう問題について、政府としては十分な何か対策というものを立ててやつておられるのかどうか、この点お尋ねいたします。

○政府委員(岡角良彦君) 秋田県の黒鉄の賦存地域はお話にございましたように平たん地が多いために、この採掘に伴ひまして、地盤の沈下という

ことがどうしても起こっているというわけでございます。且下のところ、廃滓等によりまして採掘のあとを充てんをいたしまして、極力沈下を防止するように全力をおぼておる次第でございますけれども、ある程度の沈下はやはり避けられないということにならざるを得ないわけでございます。そこで政府といたしましては、今後黒鉱の開発がきわめて重要であるという見地から、反面かような鉱害対策というものについても十分な施策を展開してまいらねばならないと考へまして、鉱業審議会等におきまして、かような見地からの鉱害対策というものの重要性が特に議論をされている次第でございます。このため、現在関係者間でいろいろ相談をしまして、とりあえず地盤沈下の程度をはかりまする測標というものを現地に設けている次第でございますが、今後地盤沈下に伴う補償問題あるいは補償のための必要な資金の積み立て問題等につきましても、関係者の間で十分検討をいたしまして、必要な施策を講じたいと考へます。

なお、石炭につきましては、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償担保等臨時措置法という法律によりまして、補償のための資金の積み立てが可能になつては、まだかような制度はできていないわけでございます。ただ、石炭の場合は鉱害の範囲がきわめて広範でございますが、金属の鉱害はこの影響範囲がきわめて小さいわけでございます。まして、実際今日までのところ大きな紛争は出ておらないわけでございます。しかしながら御指摘のように、黒鉱の開発が一段と促進されるに伴ひまして、地盤沈下問題もさらに重大な問題となつてまいると考へますので、石炭の事例等を参照いたしまして、十分な施策を検討したいと考へます。

○近藤信一君 黒鉱開発にあたりましては、いま局長言われましたように、選鉱廃滓、それから坑内水の中和沈下物といふものが、これの処理方法ということが非常にむずかしいと思うのです。

これに対しては、もう万全を期していかなければ、あとでまたいろいろと鉱害のめんどろなことが起こってくるのじゃないかと思う。このことは局長自身も十分そのことをもうちゃんと計算して、いろいろとやっておられるわけでございますが、現在秋田県には同和鉱業、それから日本鉱業、三菱金属鉱業、これらがそれぞれ採掘にかかつておられるわけでありまして、昨年私どもが視察をいたしましたときに、いろいろとお話を聞きまして、そのときに、この三社が共同して、そうして大館から能代浜間のパイプ流送計画、こういう構想も持っておられたわけなのであります。またそのときに、これは冗談であつたかほんとうの話か、私そのときには理解できなかったのですが、秋田県の場合はどういふことをやってくるから、われわれはとにかく採掘をして生産を上げていけばいいのだ、こういう話も、話の過程の中で聞いたこともあるわけなんです。この能代浜の鉱害ということが将来これは大きな問題になつてくるのじゃないかと思うのです。それについては県当局も万全を期していきたいということも県当局では言っておられたので、先ほど局長言われましたように、そのパイプラインを敷くにしてもやはり土地の買収という、どうしても買収のできない場合には借地ということが起こってくる、こういう問題に対処するところの、今度は補償問題が当然これは出てくると思うのです。さらにまた建設資金の問題、これは先ほど申しましたように、県がやるということでございますけれども、そのときに阿部委員は、会社が受益者としてやるのに、特に地方財政の苦しいときに県がこれをまゐるまゐるのかえらるのじゃないか、こういふことを阿部委員も言っておられたわけでありまして、これらの問題がまだ未解決で、いろいろと残されておる問題があるのじゃないかというふうに私は思うのですが、私どもが昨年視察したのと、いままでは半年以上も経過しておるから、その後どうなつておるか私どもは存じませんけれども、やはりその後具体的にあなたのはうでこうした土

地の買収の問題や借地の問題、補償の問題、それから資金の問題、こういう問題についてあなたのはうで関知しておられるならば、その後の経過について、あなたのほうでもよろしいし、事業団のほうでもよろしいから、ひとつこの点を詳細に御報告願ひたいと思ひます。

○政府委員(両角良彦君) 黒鉱の開発に伴ひまして、工業用水の確保をいかにすべきか、また排水の処理をいかに講じていくか、地盤沈下対策をどうしたらよいか等々、いずれも重要な問題が出てまいるわけでございますが、これはこれに関連がある企業の共同の問題でございますし、同時に地元市町村にとつても重大な問題となつておるわけでございます。したがって、お話にございまして、かような廃滓の処理あるいは用水の確保、地盤沈下対策等につきまして各企業の間で共同して技術的な情報交換、あるいは対策の研究等を行なつていただいておりますが、これが全体の統括と推進につきましては特に県当局の指導というものが期待をいたしている次第でございます。で、当面お話のございました廃滓の流送パイプラインにつきましては、約十二億円という巨額の費用がかかるものと想定されておまして、これにつきましては、地元の秋田県は、当然関係企業が費用の分担を行ないまして、事業の円滑な推進をはかるべきものと考えております。特に能代浜の利用問題につきましては、地元当局が中に入りまして現在とりまとのあつせんが進行中と聞いております。まして、おそらく円満に解決するものと思へます。特に漁業権の補償問題などが課題になつておるようでございますが、これも地元当局の御熱意によりまして近く解決するものと思へております。

以上でございます。

○近藤信一君 私どもが視察いたしましたときに、特に会社が山の中腹に建設して、その上のほうから見ますと、鉱滓の問題で小さな池ですね、池をつくつて、とりあえずこれでやつていくのだという説明を私聞いたわけなんです。ところが、私どももしろうと目で見て、あんな小さな池はじきまた詰まつてしまふのじゃないかという感じがしたのです。あの池から今度はあふれるということになると、農地がずっとそばにあるわけなんです。このパイプラインで浜のほうへあふれるのを流すということになるそれまでの段階です。ね、現在一体どういふふうになつておるのか、現在まだその池で持ちこたえができておるのかどうか、私はまずパイプラインならパイプラインがでるまでの間の処理が万全を期しているかどうか、なかなか私はむずかしい問題だと思ふのです。こういう点どうですか。

○政府委員(両角良彦君) 廃滓ダムにつきましては、御指摘のようにその規模等につきまして問題があるというお話でございますが、当面四、五年間の間は現在の規模におきまして処理ができるというふうには承知をいたしております。

○近藤信一君 まあ現在ではあれで十分処理ができておるといふことであれば、私はそれで何も言いませんが、ただ、これから完全にその浜のほうまで流すその間にやはりどういふふうな鉱害が起つてくるか、このことを私非常に心配するわけでございますから、そういう点については鉱山局としても十分な指導をしていかなければいけないのじゃないかと私思ひます。

それから、いま申しましたように、各企業が、各会社といふますが、それは自己の責任において処理していくのがほんとうは事業所でございます。何れも県の利益のために採掘をするわけじゃないのだから、これは当然私は各事業所がもつとこの鉱害について十分な対策を立てていかなければならぬというふうには私は印象を受けたわけなんです。各事業所が三つの会社で協力して、そして県当局と協力してやつていけば、私は万全なものができるとは思ふのじゃないかというふうにも考へる。その場合に費用は相当な費用になるうかと思ふのです。が、そのことについても、何か聞くところによると、秋田県がつくつてそれを各企業が損害金とい

いますか、借料金といいますが、そういうようなものを払っていくのだというふうに私聞いておりますけれども、やはり私はこれは最初建設のときからそういう会社と県が協力して費用分担をやっていく、こういうことが私は望ましいと思うのですけれども、この点はどうか。

○政府委員(岡角良彦君) 地元におきまする工業用水道の建設なり廃滓パイプラインの建設等に要します資金調達のために県当局が地方債を発行をいたすことになっておりますが、それは繰越債をいたしまして、利用関係のある企業が当然それを分担——引き受けることになっておる次第でございます。

○近藤信一君 じゃ、次に製錬についてでございます。秋田県における製錬所は、銅の場合には同和製錬の小坂製錬所、それから亜鉛の場合には三菱金属の秋田製錬所がございます。これらの製錬所の増設とか近代化、あるいは秋田市の新産都市建設に関連するところの臨海製錬所といふもの、こういうようなものの新設等、こういうことが考えられるのではないかと思ふのですが、この製錬所の鉱石の確保、それから交錯輸送の排除、こういう問題についての各企業間の利害関係といふものは、これは非常に深いと思ふのですが、こうしたいま黒鉱ブームによる秋田県における製錬所の調整といふものは、そういうことをどのようにあなたのはは指導していかうとおられるのか、この点をお尋ねいたします。

○政府委員(岡角良彦君) 秋田県で開発される黒鉱の製錬をいずれに行なうべきかという点につきましては、従来秋田県当局、関係各企業ないし労働組合等の意見を伺ひまして、鋭意検討を重ねてまいりましたが、去る二月の鉱業審議会におきまして、この検討の結果をもとにいたしました黒鉱の開発の基本方針を決定をいたしました次第でございます。

その内容によりますと、銅につきましましては、地元におきまする既存の製錬所の増設及び近代化によって黒鉱の処理の推進をいたしたい。また亜鉛

につきましましては、秋田県ないしはその周辺に新しい製錬所の建設を検討をいたしたい、こういう内容になっておる次第でございます。さうな方向で製錬所の問題を調整をはかりたいと考えております。

○近藤信一君 やはりいま秋田県では黒鉱ブームというところで非常に活気を呈して、これは私も近藤英一郎先生と一緒に回ったわけなんです。非常に有望であるというところは私も感じてまいりました。しかし、黒鉱というのは、私も聞きまして、断層といふと、ほかの金属鉱物と違って、ひとつ当たたら、当てました場合にずっとこれがあるというふうなものでないというふうに聞いておる。たとえば黒鉱というのはぼつんぼつんとあちこちにかたまりがある。こういうふう聞いておるわけなんです。探鉱をした場合にうまくかたまりにぶつかつた場合には、ここにあるぞというところ、いけますけれども、それが目算違ひということも出てくると思ふのです。ぶつかつてあると思ふ、これは地質調査の上に立つてやられるんだから、失策といふべきか、そういうことは万々ないだらうと思ふけれども、目に見えぬ問題であり、地下何千メートルのところにあるわけでございます。それから、やはり上から見て調査するわけにはいかない。やはりボーリングならボーリングをやつて探鉱しなければならぬ。こういうことでございまして、一体、一昨日も小柳委員からも質問があつたように、事業団としては広域調査をして、そして間違ひのないところを見込んでやつておられるわけでございますが、将来一体国内では秋田県以外にどういふところに多く埋蔵されておるといふふうにあなたのほうは判断しておられるのか、この点をおわかりでございまして、したならば、この際お聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(佐藤光之助君) 私佐藤でございます。ただいま御指摘の鉄床を探し出すというところは非常にむずかしい問題でございまして、従来はそういう困難性がありましたので、現在ブームになつておりますあれだけの黒鉱が眠つたままに放置されておつたわけでありまして。こういうふうな最近黒鉱がブームになりました根拠をいたしまして、まず一番目の問題といたしまして、いわゆる黒帯とそれから地質構造といふもの、さういふ関係の学問上の進歩が非常にあつた。要するに、周囲の地質構造を十分調べますと、学問上どういふ位置に鉄床があるかといふことの推定が考えられるようになったといふことが一番目の問題でございます。

それから第二番目の問題は、さういふ地下の状態を探ろうといふ調査をいたします物理探査とか化学探査、さういふ探査技術が進歩したといふことと、それからいわゆるボーリング——地下に眠つております黒帯を確認いたしますボーリング、鉄帯をキャッチいたします試錐技術といふか、ボーリングの技術が非常に進歩した、こういうことによつて現在のブームが発生したと思ひます。

それから次に、それ以外に、黒鉱以外に日本では金属鉱物が期待できるのかどうかという御質問でございます。これは全体的に見ますと、日本の金属鉱物資源といふものは、量といたしまして世界で一流を期待することはむずかしいと思ひます。しかしながら、日本の面積に比較しまして、いわゆる面積当たりの期待できる量といたしましては、世界として有数の金属鉱物の資源は期待できるというふうな思つております。

○近藤信一君 私がなぜこんな質問をするかといふと、たとえば石油資源開発なんか地質探査をやつたわけなんです。地質探査をやつて、これはもう絶対に間違ひない、こういう目安をつけてやるわけでございますけれども、それでも往々にして間違ひがあるわけですが、たとえば愛知県と三重県の間で、これはここで天然ガスが必ず出るといふ見込みをつけてやつたところが、ちつともガスが出ない。そのかわり温泉が出てきたといふことで、いま温泉ブームになつてゐる。そこは天然ガスでなくて温泉をやつてゐる。長島という

所ですが、さういふふうなこともありますから、地質探査をやつて調査してもさういふ結果になる。あなたのほうでは地質調査でまず最初やられる、それから間違ひないと考えて探鉱にかかつていく、探鉱にかかると、これもどうも見込みどおりなかつた、黒鉱だけでなくほかの鉱物でも。さうすると、これは廃鉱にしなければならぬということになる。いま金属鉱物の山の廃鉱が相当あちこちにあると思ひますが、これは石炭の場合には、いま廃鉱に対して買い上げをやつておりますけれども、金属鉱物の場合にはまだその点十分記憶してありませんが、買い上げの制度といふものはないと思ひますが、さうすると、これはせつかく山を掘つて努力した結果、その努力が水泡に帰したといふことも往々にして私は出てくるのじゃないかと思ふのです。さういふことを非常に私は心配する。さうすると、またその従業員の整理問題が出てくる。さういふことがあるから、私は念に念をいれてこの点をお尋ねしておるわけでありまして、さういふ点については、現段階においてはさういふことは考えていない、あるいはいづれはさういふこともあるかもしれないといふ一つの心配も持つてゐるのだといふことであるのか、この点はどうか。

○説明員(佐藤光之助君) 御指摘のように、石油資源におきまして、なかなか探鉱が初めの予定どおりいかない、この実情は御指摘のとおりでございます。ただ石油の資源といふものは、非常に安定した大陸におきまして大規模の石油の鉄床がございまして。しかるに、一方金属の鉄床は地球の内部のほうから吹き出してきたものでございまして、さういふ意味からいいますと、日本のようないろいろな活動の激しい地域におきましては、金属鉄床につきましましては、石油以上に期待ができるのではないかと、さういふふうに思つております。それからもう一つは、御指摘のように現在地質学あるいはそれに伴います探査技術といふものが進歩しつつあります。しかしながら、進歩したか

所ですが、さういふふうなこともありますから、地質探査をやつて調査してもさういふ結果になる。あなたのほうでは地質調査でまず最初やられる、それから間違ひないと考えて探鉱にかかつていく、探鉱にかかると、これもどうも見込みどおりなかつた、黒鉱だけでなくほかの鉱物でも。さうすると、これは廃鉱にしなければならぬということになる。いま金属鉱物の山の廃鉱が相当あちこちにあると思ひますが、これは石炭の場合には、いま廃鉱に対して買い上げをやつておりますけれども、金属鉱物の場合にはまだその点十分記憶してありませんが、買い上げの制度といふものはないと思ひますが、さうすると、これはせつかく山を掘つて努力した結果、その努力が水泡に帰したといふことも往々にして私は出てくるのじゃないかと思ふのです。さういふことを非常に私は心配する。さうすると、またその従業員の整理問題が出てくる。さういふことがあるから、私は念に念をいれてこの点をお尋ねしておるわけでありまして、さういふ点については、現段階においてはさういふことは考えていない、あるいはいづれはさういふこともあるかもしれないといふ一つの心配も持つてゐるのだといふことであるのか、この点はどうか。

らといって、これで一〇〇%、あるいは一〇〇%とはいけませんけれども、五〇%以上は確実に当たるのだという段階まではまだ至っておりません。ただそういうような探査の過程を通じまして、そういう技術を常にレベルアップするということによりまして、探査の合理化をはかりながら進むということも必要なことだと思っております。

○近藤信一君 この探鉱事業というのはばくちを打つようなものだと思っております。したがって、費用も非常にかかると思う。だからといって、びくびくしておってはそんな事業はできません。これは大胆に進めていかなければならぬ。

問題でありますから、あなたのほうで将来こういう地質調査をして、そうしてやられる場合に、これはせつなく事業団が満足して軌道に乗ってきた今日でございますから、これを大胆にやってみようと思っております。そのためには通産省としてもできる限りの援助ということ、また指導ということをやつていかなければ、せつなくいい事業をやろうとしてもなかなかこれは成功するものじゃない。いままで通産省にいろいろな面で、探鉱じゃなくして、いろいろな法律をつくつていろいろにこうやってきたが、計画は非常にいいのだけれども、運営の面で行き詰まる点が多いわけなんです。せつなく言はれて法律をつくつて、運用の面で行き詰まりを生ずるといふのは、これはまた一つの悲哀を感じるわけでございしますから、そういうことのないように通産省としてもひとつ十分腹をきめて、そうして今後この問題に取り組んでいただきたい。その心がまえ、まあ大臣がおられれば大臣だけでも、大臣がおられないので、局長からでもよろしいから、ひとつ局長の抱負というもの、を最後にお願いして私の質問を終わります。また事業団のほうからもひとつ抱負をぜひ……。

○政府委員(両角良彦君) わが国経済の成長に伴

いまして、金属鉱産資源の確保ということが今後ますます重要になってまいりますので、さような見地から、国内の鉱産資源の開発のみならず、海外におきまます開発をも積極的に推進をいたしまして、その推進の一つの母体といたしまして、ただいま御審議をお願いしております金属鉱物探鉱事業団の業務内容も一そう拡充強化いたしまして、御指摘のような方向におきまして、適正な法律並びに行政の運用をはかつてまいりたいと考えております。

○参考人(加賀山一君) 私どもぜひ国内の鉱産資源については、なお開発、探査の余地十分あるというふうなことを考えております。ややもすると、日本の鉱産資源は貧弱だ、あるいは品位が悪いというようなことを言われがちでございますが、ただいまの段階において、私はそういうふうなことを考えておりません。むしろ積極的に探査するにおいては、もつともつという鉱帯が見つかる可能性が非常に多い、こういうふうな確信をいたしております。で、御趣旨を体しまして、私のほうもさらに積極的に仕事のほうを続けていきたい、こういうふうな思いをいたします。

○矢追秀彦君 先日いろいろな金属鉱物の問題で出ておりますが、いまさつき調査所のほうからお話がありまして、日本におけるこういった鉱山の問題では、鉱物は量は少ないけれども、非常に品位面積当たりの埋蔵量が多いというお話がありました。いまも事業団のほうから質はいい、という話、期待をしておると言われましたが、日本の鉱業が今後どのように、世界の非常に巨大な量を保持しておりますそれに対抗して、そういう質がよくて、これからどういうふうな伸ばしていけばいいか、特に出てまいりました鉱物に対する有用化といふ点、少ないけれども質がいいというものをどういうふうに使っていくか、この点についてどういうお考えをお持ちか、ひとつお聞きしたい。

○政府委員(両角良彦君) わが国におきまして銅、鉛、亜鉛、その他鉱産資源はきわめて重

要な基礎産業と考えまして、今日まで戦前戦後を通じてこれが保護育成に努めてきた次第でございますが、特に問題なのは、三十八年に始まりました自由化に伴いまして、わが国の鉱産物につきましては国際競争力というものが弱いのではあるまいかということから、これが企業の体質改善もしくは品位の向上といった面からする国際競争力の強化ということにいろいろ努力をしてまいりました次第でございます。そのため御承知のよう

に、三十八年におきまして、金属鉱業等安定臨時措置法という法律を国会におきまして成立をいたしました。これに基づきまして金属鉱業の体質改善のための国際競争力強化のための基本計画並びに実施計画というものを策定いたしました。各年次におきまして具体的な目標のもとに体質改善、競争力強化の努力をはかっておる次第でございます。幸い内外の市況が堅調でございまして、自由化の影響ということは今日まで特にあらわれておりませんけれども、今後、現在のような異常な市況状態が解消するに伴いまして、自由化の真の影響がわが国の中小鉱山等を中心に出てま

いることも予想されますので、この際一そう努力をいたしまして、硫酸、その他の鉱産物を中心といたしまして、中小企業の体質改善にも格段の努力をはかりたい、かように考えております。

○矢追秀彦君 私が聞いておるのは、外国のものが非常にたくさん入ってくる、特にある会社なんかで聞きまして、日本のは三〇%ぐらいは外国の資源を使つておる、日本のは三〇%ぐらいは外国の資源を使つて、もし外国の価格が相当上がつてしまえば、その会社としても、それからあとの産業に対しても非常な支障をきたす場合が出てくる。そういう意味で、国内のものをやっぱりもつと開発してもらいたいという話も聞いたんですけれども、そういう点も、日本でも出る資源をどういうふうに使ふことがいいか、したがって日本のものが相当たくさんあつて、これはたとえば話でありますけれども、かなり国でそれを持つて、そして外国の価格が上がった場合それを放出

して価格安定の緩衝作用というようなものにもそれが使えるのではないかと、そういうようなことも考えるわけですが、そういう点について何か特別にお考えがあるか。もし、そういうふうなことを今後考えておられるようであれば、それに対する政策等をお聞きしたい、こういうわけでは

○政府委員(両角良彦君) 御指摘がございましたように、鉱産物につきましましては、需要の増大が著しく、国内の供給の確保ということと並びまして、いかにして、海外からの輸入も含めまして、安定した供給を行なうか、しかも安定した価格に安定した供給を行なうことが今後重要な課題であるという点は、まさに御指摘のとおりでございます。したがって、まさに御指摘のとおりでございます。そういう意味からする海外鉱産資源の開発、国内探鉱の強化ということと並びまして、主要鉱産物につきましましての需給安定のための何らかの施策というものを検討すべき段階にきたと考へます。先般、通産大臣が当委員会におきまして答弁申し上げましたように、おそくとも昭和四十二年度中におきまして、かような主要鉱産物の需給安定のための具体的な方策につきましましての結論を出すように目下鋭意努力中でございます。

○矢追秀彦君 さつきも質問が出ておりました、日本の国でどれぐらいあるのか、どういうふうなものか、どういふふうに出てくる可能性があるかといふようなお話も出てきましたが、私の資料調査の不足かも知れませんが、日本の鉱床帯、日本全土にわたる鉱床帯の地下埋蔵物質の地図といたしたものがあるのかどうか。あれば教えていただきたい。

○説明員(佐藤光之助君) 地質調査におきましては、そういう鉱床帯の地質を時代別に区分いたしまして、鉱床の種類によりましてそういう鉱床帯を記入した地図をつくつてございます。ただそういう鉱床——地質上の問題でございますので、現在までのところその鉱床帯においてどのくらい量があるのか、推定できるのかといふことの確定まではいたしておりませんが、そういう学問

上の地図はつくってございます。

○矢追秀彦君 それは、いま地質学は相当進んでいるとさっきも言われましたように、かなりプロパビリティーも含めて、ここはこういう地質であるからこういうようなものも出るであろうと、そういうものもやはりいま言われたように——いままあとおっしゃいましたが、それはあつたら見せていただきたいのですけれども、それ以外に、そういうことも含めて、かなり日本全土にわたるのはつくったほうがいいんじゃないかと私は考えるんですけれども、それに対して、いろいろここでつくるか、どういふふうにつくるかは今後問題になるでしょうけれども、やはりそういうことが必要であらうと思います。それに伴って、データをかなり公開しないといけないと思ふんです。やはり会社でやったりしておりますと、ともすれば、そういうデータを隠してやる面も出てまいりますし、どの程度までデータを公開できるか、それをまたできるだけ公開するように政府なりでやっていると、そういう点についてはどういふふうにお考えですか。

○説明員(佐藤光之助君) 地質調査所は国の試験研究機関でございますので、その使命といたしまして、資源探査開発の基礎となる研究を実施すると、こういうことを使命と思っております。それで、ただいま御指摘のとおり、日本全土にわたります、金属鉱床がどういふ賦存状態にあるかというふうな学問上のデータを取りまとめまして、これを私のほうで鋭意今後これを編さんしていきたい、こういうふうにお思っております。

○矢追秀彦君 いまの、データ公開の問題どうですか。

○政府委員(両角良彦君) 金属鉱物探査事業団で精密調査をいたしますと、精密調査によりまして、調査区域の地下構造、鉱床の賦存状態等が可

及的に明確にされるわけでございますが、その場合のデータ、資料というものは、事業団の行ないました範囲につきましては、関係企業に公開されるものと考えております。

○矢追秀彦君 会社でもやっておると思ひますが、そういうものはこちらで掌握はできるかどうか。

○政府委員(両角良彦君) 企業の探査もしくは調査の結果につきましては、企業内の資料として公表、公開はされておらないと存じます。

○矢追秀彦君 そうすると、まあ私は考えるのですけれども、結局そういう企業とそれから政府、それにもう一つは学者関係、そういう三つの体制が、いま言ったように、片方は公開して片方は公開しない、また、事業団が調査したものをどこの会社によらずか、そういうようなことではありいろいろ問題が出てくるんじゃないかと思ひますし、現実にもいろいろ問題があるかも知れませんけれども、そういう意味ではやはり三者の共同体制というものは非常に必要だと思ひます。先ほど探査分科会の話が出ましたけれども、そういう三つの共同体制というものが現在どういふふうな体制であつて、今後はどういふふうに進むべきであるか、その点について、まあ探査の問題にしほつてけつこうですけれども、教えていただきたい。

○政府委員(両角良彦君) 御承知のように、現在の探査につきましては、いわゆる三段階方式という方式によりまして、広域調査というものを国の委託を受けまして事業団が行なえるように法律の改正をお願いいたしますとともに、精密調査というものにつきまして事業団自身が行ないまして、その資料を関係企業に公開いたしまして、当該企業の企業単位としての探査開発の指針を与えておるわけでございます。したがって、企業といつたしましては、事業団の探査の成果というものを十分活用、利用できるような協力関係におきまして事業団の探査計画というものも推進をされることになっております。その辺のところが探査分科

会におきまして全国的な視野から調整をされまして、さような相互の協力関係、利用関係というのが円滑に進められるように配慮をいたしておる次第でございます。

○矢追秀彦君 探査促進事業団がやっているのは、したがってその全部にはまだがらないと思ひますが、非常に予算も少ないし。そうすると、やはり各企業でもやっている。どうしても事業団のほうの自主探査というのをもっと促進されないといけないと思うのですけれども、いまデータを提供する、そういうことを言われましたけれども、やはりもっと自主探査の拡大、それに對してはどういふふうな考えで進まれるか。

○政府委員(両角良彦君) 事業団によりまして自主探査の拡大につきましては、先ほど来お話がございまして、わが国の鉱産資源をできるだけ積極的に開発を促進するという見地からいたしまして、これを今後とも予算上の措置もお願ひいたしまして十分強化拡充をしたい、活発な探査事業を推進をいたしたいと思ひます。

○矢追秀彦君 今度海外の問題でありますけれども、海外のいろいろな資料ですが、これはいろいろ集められておると思いますが、何かそういう資料を特別に集めるセンターといふんですか、海外の鉱物資料センターといふか、そういうふうなものには現在あるのかどうか。ただ各大学であるとか、調査所とか、鉱山局、そういうたばらばらで集めるのではなくて、総合的に集めるような機関があるかどうか、ちょっとお聞きしたい。

○政府委員(両角良彦君) 御承知のように海外の開発につきまして、現在海外鉱物資源開発株式会社という会社が設けられておりますが、この会社におきまして、集められる限りの海外における鉱産資源開発の資料を集めていたしている次第でございます。

○矢追秀彦君 そこだけにまかせてやっているわけですね。

○政府委員(両角良彦君) もとより海外に對しする進出は、各鉱業、鉱山会社がそれぞれ独自の

計画でも多数行なつておられますので、その関係では、当該企業としても必要な資料はみずから手段によりまして集めておられると思ひますけれども、一般に公表し、利用をされる意味での共通の資料としての性格を持つものは、海外鉱産におきまして集中をいたしている次第でございます。

なお、各企業がそれぞれ集めました資料、情報等は、可及的に相互に交換をするように、いろいろ協力関係ができていようでございます。

○矢追秀彦君 さっきも申しましたが、センターをつくつたらどうかと思ひますが、そういう点でひとつ意見を。

○政府委員(両角良彦君) 海外鉱産を中心としたしまして、海外鉱山資源の開発に関する資料の収集を、政府も、これを補助金を出しまして促進いたしまして、これをひとつの実質上のセンターとして、御指摘のような方向において運用してまいりたいと思ひます。

○矢追秀彦君 現在日本の会社等が行つて掘つております海外の鉱物の量とか質というのは、やはり他の諸外国が先がいいところを押えてしまつて、あまりいいところはない、そういうことも聞いておりますが、その点については、全般的でけつこうですが、どういふふうにお考えですか、教えていただきたい。

○政府委員(両角良彦君) わが国の海外鉱山の開発につきましては、当初フィリピンを中心に行なつておりましたが、現在ではチリ、ボリビア、ペルー等の南米諸地域並びにオーストラリア、カナダ等の開発も進められておまして、さらに、近くアフリカにも開発の計画が進行中でございます。で、ただいままでの成果を申し上げますと、海外におきまして開発、生産を現実に行なつておるものは十四鉱山、起業中のものが三鉱山、調査中が八鉱山、計二十五鉱山となっております。かような面におきましてきわめて積極的

に海外における鉱山開発が行なわれておる。しかも、その山の鉱石の品位あるいは埋蔵量というものが

は、きわめて有望な対象が数多くございまして、確かに出足がよかったということは御指摘のとおりでございますが、なお今後の開発の成果には十分期待すべきものがあると考えております。

○矢追秀彦君 海外に對する日本のやり方は、非常に調査においても散発的であると思われるわけですが、これを長期的にかつ組織的に調査を進める必要があると思ふんですが、そういう意味でも、さっきの資料を政府機関なりでちゃんと収集をしていくと、また、それに対して今後調査の計画ですね、非常に会社がかつてにやっていたような私感を受けるんです。そういう点についてどういうお考えをお持ちか。長期計画、組織計画ですね、組織的な調査計画ですね、これをお願いしたいと思ふ。

○政府委員(両角良彦君) 海外におきまする鉱産資源の開発並びに供給源の確保というために、いろいろの施策を今日まで講じてまいつておる次第でございますが、まず第一に、海外鉱物資源開発株式会社というものを設立いたしました。経済協力基金を通じて政府としては出資を行ないまして、同社による大規模な海外鉱山の開発を促進をいたしておるわけでございます。次に、海外の鉱産資源開発のために必要な投資を主として低開発国において行ないますために、この投資を促進する意味で、海外投資等の調査費の補助金といったものを計上いたしまして、これが交付を行ないまして、現地の労働条件、輸送条件あるいは法体系等につきましての必要な調査及び地質、鉱床調査といったものを調査に取り上げておる次第でございます。さらに、四十一年度からは、海外鉱産に對しまして探鉱事業費の補助金を交付いたしまして、一そう海外鉱山の開発につきましては積極的な助成措置を講じた次第でございます。

○矢追秀彦君 共産諸國に對しての調査、これは現在行なわれておるかどうか、行なう計画があるかどうか、お伺いします。

○政府委員(両角良彦君) 先般の日ソの合同会議におきまして、バイカル湖の周辺に銅の鉱山がある

る、その開発の問題が話題として提供されたというところからいって、今後の兩國の話し合いにまたなればならないと考えております。それ以外には、特に共産諸國におきまする鉱山開発の話は、現在のところ周知いたしておりません。

○矢追秀彦君 まあ韓国には日本からも行ってやっておりますが、やはり南朝鮮よりも北朝鮮のほうが非常に魅力的であるわけですね。で、まあ会社によつては北朝鮮からも地金等を買つておるといふことも聞いておりますし、そんなことをやるより、やはりもっと、政治的な問題があるとして、北朝鮮とかまたは中国とか、そういうところでもやつていいんじゃないかと思ふんですが、そういう点についてはどうですか。

○政府委員(両角良彦君) 御指摘の点は、通商関係全体のワックの中で処理をいたしていくべきものと考えております。

○矢追秀彦君 次に、技術的な問題ですが、まあ現在非常に深くボーリングをして調査をしないといふからいって、それでだんだん費用がかさまってくるのはわかりますけれども、ボーリングをやつて調査する、非常にいろいろやり方等においては、まだまだ経費が安くできるような方法が開発されるのではないかと、こう思うわけですが、これも、そういう点について、そういう技術開発ですね、それに対してはどういうふうに進めておられるか。

○説明員(佐藤光之助君) 現在地質についての技術研究につきましては、まあ地質調査所のはうで一部、それから主として民間企業におきまして、いろいろの改良を実施しております。で、御指摘の経費の点につきましては、まあ最近順次合理化が非常に進みまして、相当経費の節減も期待されております。たとえば、一つの例で申し上げますと、これは陸上の場合ではございせんけれども、まあ石油の海洋掘さくの場合に、最初の初年度において、一メートル当たり二十万円くらいか

かつておつた海洋掘さくが、現在一メートル当たり五万円くらいでできると、これは一つの例でございまして、もう、そういうふうな合理化も、改善も進められております。

○矢追秀彦君 そういった技術の開発に對しては、どこが一番、結局鉱山局がやるわけですか、一番力を入れておるのは、機関として。

○政府委員(両角良彦君) 政府といたしましては、鉱山開発の技術自体の研究開発は、地質調査所でも担当いたしておる次第でございますが、民間におきまする開発技術の助長促進につきましては、工業技術院を通じて所要の補助金を交付いたしておるためになつております。

○矢追秀彦君 そういった技術開発に對する予算等は、現在十分足りておると思うのですけれども、もっともとはいへ、現在こういうふうな状態であつてこれではできないと、これくらいいまだ金をかければかなりのものができると、そういった目安があれば教えていただきたいと思ふます。

○政府委員(両角良彦君) 工業技術院を通じて技術開発のための補助金につきましては、従来ともいろいろ充実につとめてまつた次第でございますが、特に国内の鉱産資源の開発のために、黒鉱等を中心といたしまして処理技術等につきまして、一そう補助金額の増大、拡充というものにつとめたいと考えております。

○矢追秀彦君 で、まあこのボーリングに金がかかるのと、海外からいろいろ高いものを買うというよりも、まあ日本でボーリングの技術、こういった探鉱の技術に金をうんとかけて、相当本格的にやられた場合ですね、まあ日本で出たほうが得なわけですね。そういうバランスといふま

すか、やはり日本で少々金をかけても事業団ないし地質調査所、また大学の研究室等に、研究費です、ね、そういったものに金をかけても、私はまだまだいいと思うのですけれども、そういった点について、もっともところどころに對する姿勢

勢を産省としてもはつきり出していただくとも、——お出しただけなかなきゃいけないし、そういった点で一般の人に対する考えですね、これじゃだめなんだと、さつきもありましたように非常に強いと思うのです。だけれども、もっとも積極的にやらなければいけないと思うのです。

それとともに、技術者の問題ですが、大学の研究室も人員が少ないうえで、学部の中においても非常に小さな学科しかありませんし、それから学生の数も少ないし、この学生の数という問題が非常にありまして、たくさんの方をふやせばそれで十分な教育が行なわれるわけでもない。特に鉱山学部なんというのは、こまかい学問ですから、十四、五人のほうがいいのかもしれないけれども、そういうものをほかの学校にもつくと、鉱山学部のあるのは、いわゆる鉱山科ですね、非常に少ないと思ふのですけれども、大学で、そういう点についてはどうお考えですか。もっとふやしたほうがいいと思ふますか。いまのままで十分足りると思ふますか。

○政府委員(両角良彦君) 御承知のように、わが国におきまする探鉱技術あるいは鉱産資源の開発に關連する技術というものの水準は、國際的にいまして非常に高いレベルにあるといふことは、先月申し上げたとおりでございます。今日までの海外におきまする鉱産資源の開発の実績がそれを証明いたしておると思ふます。特にボーリングに關する技術につきましては、つとに諸外國の注目を受けておるほどに高い水準にあるかと思ふます。かような技術的な水準をささえておりますものは、地質調査所あるいは各大学あるいは金

属鉱物探鉱事業団におられる専門の技術者各位の御努力ではなからうかと思つております。さういふ意味におきまして、今後のわが國の鉱山開発といふものをより積極的に取り組まますためには、これら技術者の技術水準の一そうの向上をはかることも、必要なる人員の確保につきましましては、十分関係當局の御協力をお願いいたすべきものと考えております。

○矢追秀彦君 事業団ですが、この間、これは私

実際に調査もしておりませんし、ただ話だけで、こういって声があるということを知っておいていただきたいと思うんですが、事業団におられる人というのは非常にお年寄りが多い、しかも、どこかの官庁で定年退職されたような人が入ってきているので非常に不活発である、もっと積極的にやってみなければ困る、こういう声を聞いたのですけれども、事業団のほうとしては、そういった声に対してどのようにお考えになっているか、そうでなく大いにやっておられるのか、そういう点をお伺いしたいと思います。

○参考人(加賀山一君) 私は確かに年寄りでございます。官庁にもおりましたし、民間にもおりました、大体半々くらいの生活をしておりますが、ただ私の下で働いておられます者の中には、年寄りというのはいささかと私よりわからないのでございまして、大体せいぜい四十歳前後の人が大部分で中心になって働いておるのであります、ただいまのお話、ちょっと私以外には当てはまらないではないかというふうに考えております。

○矢追秀彦君 それでは非常にけっこうなんですけれども、そういうふうにはやはり事業団としての働きをもっと今後活発にされたい、いま言ったような調査の面も今後入ってくるわけでありまして、だから、いままでの話をずっと聞いておられますと、日本としては本腰を入れていかねければならない。したがって、そういう声があったと一部でありまして出ないようにはお願いをしたいと思っております。

最後に、ちょっと戻りますけれども、海外でありますけれども、鉱山のほうは、私この間行ったときもちょっと行くチャンスを見まして行きませんでしたけれども、大体海外においていろいろの日本の事業をやります場合に、特に向こうの政府に対する働きかけというのは非常に強いのだ、非常にうまくない、へたの面が多々あるのであります、鉱山の問題、特に探鉱について海外における対外関係ですね、外国の会社ともいろいろ接触もありまして、そういう面については、

現在スムーズにいつているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(岡角良彦君) 海外開発に關連いたしまして、現地の政府との接点ないしは現地の法律体系あるいは金融制度等につきましては調査につきましては、先ほど申し上げましたように、海外投資等調査補助金を通じて、十分万全を期しておる次第でございますし、また、外交ルート等を通じて、必要な外国政府との接点というものは、従来とも努力をいたしてまいりました次第でございますが、なお今後とも政府ベースでの海外開発の円滑な促進をはかる意味での相互の接点というものは十分努力をいたしてまいりたいと考えています。

○矢追秀彦君 話をもちに戻して申しわけないんですが、海外における資源、先ほど申し上げた、いいところはみんな外国が押えており、そういった海外の会社に対抗してわが国がまだまだ食い込める余地はもう全然ないのかどうか、私はまだあるような気がいたします、たとえば、量が多いうえに押えられていても、少く質が悪くても、量のあるところを日本でもっと開採すれば、またそういった面でも日本にとって全体的にはプラスになる面もあると思っております、そういう点で、う少し——南米は非常にいいと思っておりますけれども、非常に遠いし、もうちょっと近い東南アジア方面でまだまだ余地がないかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(岡角良彦君) 現在のところ、南米地区を別といたしまして、わが国と比較的近い、特に鉱石輸送等の面におきまして利益のある地点をいたしましては、カナダにおきまして六鉱山の開発が行なわれておりますし、また、フィリピンにおきましても三つの鉱山開発が進められておるわけでございます。なお、これらの地域につきましましては新しい探鉱技術の進歩とともに、統々有望な鉱床が発見されるものと期待をされておりますので、わが国といたしましては、時期的に出るおそれという事実はございまして、将来の開発にあたりまして何らその点の懸念はないものと考えて

ております。

○井川伊平君 どうかからお答えを願ってもいいんですが、お聞きしたいのは、地下資源の開発と、それに伴って土地の沈下の問題、これについてお伺いするわけでありますが、いまから五、六年前に新潟に参りましたときには、新潟市の沈下は、石油及び石油をくみ取るに伴う地下水のくみ出し、それによって沈下するという学説と、そうでない学説とが対抗しておったように思いますが、今日はその問題は学説的には、何と申しますか、統一されたかどうかという点をひとつお伺いしたい。

○説明員(佐藤光之助君) 新潟の地盤沈下につきましては、これは一つの要素といたしまして、地盤全体が大きなスケールで沈下するという要素、こういうことが一つございまして、それからもう一つの要素といたしましては、やはり天然ガスその他の採取に伴いまして、多量の水を採取する、こういうことによりまして地層が沈下する、こういう要素もございまして、したがって、そういう二つの要素が重なり合ったものと考えております。

○井川伊平君 私が新潟に行ったときには、相当有望な石油の油田がありまして、噴出もしておったんですが、地下の地層の沈下等の関係、その他の関係があったかもしませんが、くみ取りを中止しております。いまはその問題はどういうふうになっているのか、あるいはいまそれはどういうことになっているのか、それをひとつお知らせを願いた

○説明員(佐藤光之助君) 沈下の激しい新潟市の周辺におきましては天然ガスの採取を規制しております。したがって、地域によりましてくみ取りができないところがございます。

○井川伊平君 それはガスだけでいいですか。石油及び地下水をも含めておっしゃってはおるわけですか、ガスだけでいいですか。

○説明員(佐藤光之助君) いま問題になっており

ます新潟地区におきましては、御承知と思っておりますけれども、あそこはガスは水溶性ガス——水に溶けているガスでございます、したがって、いまして、そういう水溶性ガスの採取ということについて規制がされております。

○井川伊平君 そういたしますと、ああいうところでは、地下にそういううっぱなものがあっても、それを開拓する方法がないのであるとすれば、そういうところの地下資源を、何と申しますか、掘り当てたといえますか、試掘したといえますか、そういうことは、今日から見れば無意味のことをしたと考えられるのか、あるいは何かの方法で今後そういうものを採掘しても、地表の沈下をとめ得る何か方法が考えられるという見込みがあつて、そういうことになるとすれば、採掘ができるというふうな、そういう点についての現在の見通し、的確な見通し、あるいは的確ではないけれども、大体こういうような構想がある、こういったような点につきましてのお話の詳細を承りたい。

○説明員(佐藤光之助君) 地下資源の採掘に伴います地盤沈下その他の公害の問題につきましては、それに対するいろいろ処置をいたしますれば、ある程度の沈下を防ぐということは可能と思っております。しかしながら、現在の人力をもっていたしますとその公害をいわゆる絶無にするということには、非常にむずかしい問題であると思っております。したがって、地下資源の開発ということになりますれば、当然それに伴うべき種々の影響というものを考慮した上で地下資源の開発ということが当然考えられるべきじゃないかと思

○井川伊平君 いまの点は、ある程度の沈下はとめることができるというのは、現在実際上できるというのか、やっておるということであるのかどうか。

それからもう一つは、将来を見通して完全にそういうものをとめ得るところの方法は考えられるとは全然考えられないかということですが……。

○説明員(佐藤光之助君) そういう公害を防ぐと

ターの問題についても、何とかかんとか、二十も三十も区分けして書いてあるので、こういう点なんかでも、私ども、ほんとうにちょっと解釈するのに、またここで頭を痛めなければならぬというような結果になってくる、それから今度のこの法律を見ますと、特に十二条の中で「政令で定めるものを除く。」と除外したのがずいぶんあるわけなんです、たくさん法文の中で除外さ

れているのは、これはあまり数が多いから除外し

ているのか、除外しないとあまり微に入り細にわ

たつてこまかくなってくるので除外してあるの

か、非常にこの点、私ふしぎに思うのですが、こ

れは除外してある点は、なぜこういうふうになく

さん除外してあるのか、この点、私ちよつと聞い

ておきたいのですが。

○政府委員(赤澤璋一君) いまの御質問の点でこ

ざいますが、もちろん法律で書こうとすれば書

けないことはないわけでございます。ただ、ただ

いまお話しございましたように、計量器の問題

あるいは計量単位の問題につきましては、非常に

技術的に詳細な説明等がありません。そのもの

の実態がはつきりしないという点もございまする

ので、むしろ法律に書くよりも除外規定を設け

て、そしてその除外の政令につきましては、計量

行政審議会等におきまして、十分、学識経験者も

含めて正確を期したい、
 こういう考えでございま

す。同時に、できるだけ法律を簡素化をし、ま

た、規制の対象を簡略にしていくという趣旨か

ら、こういう除外の規定を設けた次第でございま

३०

○近藤信一君　もう一つ愚問になるだろうと思ひ

ますけれども、この中にミスプリントがあるの

で、ミスだろうと私は思うのですが、いまだにそ

れの訂正については何も政府側から話がないの

で、このままここで上げるといふことになります

と、ミスのまま、この法律条文そのまま上げるこ

とになってしまうので、きょうはこれは採決にな

らぬのでなからうかと思ひます。

もう一つは、十二条の十八項目であります。そ

— — — — —

の第一番目に、「直尺、巻尺、量尺」等と尺が文字の上で使われている。ところが、尺貫法というのは事実上はこれ廃止にはなっておるわけだが、これは文字だからいいんだと、こういうことであらうと思うけれども、この尺の字が使われておる。これは尺貫法は廃止になったのかと受け取っておる国民は、また尺の字を使うのだから、尺貫法はまだ生きておるのかと誤解する点もあるだらうと思う。そこで、ほかのことばの使いようといひますか、ものさしはいままで尺でやってきておるが、この点何かほかに用語はないものだらうかと、私思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(赤澤璋一君) ただいま御指摘を受けました法文のミスプリントにつきましては、たいへん私も申しわけないと思っております。事務的に議事部の議案課のほうといま連絡をとっております。正しいものを御提出したいと存じます。

第二点の、十二条の「巻尺」とかいう尺の問題でございますが、これはどうもこれ自身が固有名称になつておると考えておられて、そういうふうにもう一般に通用いたしておられるので、固有名称を認めるというところは、なかなか世間一般の常識から申しまして、むずかしいことだと思ひます。そういう意味合いから、このままここに規定をいたしたというふうに御了解をいただきたいと存じます。

○近藤信一君 いま御答弁にありましたように、これは固有名称になつておるからやむを得ないでございましょうし、また、漢字で尺の字が廃止になつていないという関係もあるであらうと私は思うのでありますが、ところが、やはり国民は、尺の字をこういふところに使われるという、まだ尺の字も生きておるのだと、こういうことにもなるかという誤解を生ずると思うので、こういう点はやはりメートル法になつて尺貫法が廃止になつたならば、ほかに固有名称を変えて、法文の上にあらわしていく、こういう親切さというものが、私は通産省においても考えるべきじゃないかと、こう思うのですが、この点はどうですか。

いかと、こう思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(赤澤璋一君) 御指摘の点はまことにごもっともだと思います。先回以来ずっと御答弁申し上げておりますように、国民における計量思想の普及、いわゆる計量単位による合理的な生活あるいは産業活動というものが、私ども計量法を所管しております者たちの最大の任務であらうかと思ひます。その意味から、ここに尺という字があるのは、たいへん私も残念に思つておるのではありませんが、ただいま申しましたように、固有名称でありますので、ただいま急に取らえて違ふ名称でここに書く、かえつて一般のこういうものを使つておられる者たちの間で混乱を招くのではないかと、この点等々でございますが、なお、いひ名称がございませうと存じます。

○近藤信一君 尺問答はこれくらいにしておきまされども、今回の改正で、計量器検定については、一品検査がたてまえとなつておるのを、今回の改正では、多数生産される機種については、型式の承認制により検定の合理化をはかることにしておるわけなんです。で、試験用の計量器を提出して、耐久性等について十分試験をしていくということがあります。そうすると、これは合理化のために一品検査を今度はやめていくわけですね。そうすると、一品検査をやめるといふことになる、私は、いろいろとそれに不良品といふものが出てきて、そのまま抜き取り検査といふことになる、出てくるのじゃないかと思ひますが、この点はどうですか。

○政府委員(赤澤璋一君) ただいまの型式承認といひますか、型式承認の問題につきましては、従来より一品検査の際に、今回の型式承認で行ないたいと思つておられますような耐久性あるいは構造あるいは材質、こういった問題については、一品検査の際に見るたてまえになつております。ただ非常に検査の期間等が短いものでございまして、主として器差のほうに重点を置いて、一品検査

査をしておつたということでございます。今回の改正におきましては、そういった大量に生産をされるようなもの、こういったものにつきましましては、型式承認をいたしまして、耐久性、構造、材質といった面は型式承認の段階でこれを検査をしてしまふ、あとは一品検査の段階で器差だけを十分見ていくという立て方にいたしましたわけでございます。したがって、ただいまお話がございまして、したように、器差の点につきましても、全部のものにつきましまして一品検査をするわけでございますので、型式承認したものを一品検査を全くしないといふことではございせん。したがって、御指摘のように、不良品が抽出検査によつて出回るといふことはないと存じております。

○近藤信一君 今度改正案の中の一つの重点として特に消費者保護というところに重点が置かれておること、先日の質問の過程の中でよくわかるわけなんです。それで、消費者保護といふことは、これは先日も本委員会が永岡委員から御質問がなされておりました、そのときもつばら包装の問題とか、それからプロパンガスの問題、こういった点に触れられていろいろと御質問があつて、御答弁がされたわけでございますが、やはり消費者保護といふことになっていきますと、もう少し私は広範なことに、広範な立場になるんじゃないかと思ひます。

そこで、私が一つ御質問したいのは、たとえばこの検査、販売等、特に検定の中で製造業者に対する検定が行なわれなければならぬ。ところが、検定されてもいふ粗悪品というものが販売されておる。これは規格外かもしれませんが、政令で除外してある品物かもしれませんが、たとえば寒暖計の例でございまして、いま寒暖計は各家庭でいふん使われておると私は思ふのです。そこで、その寒暖計を、私のうちでもそうですが、おもちゃの中に仕組んだ寒暖計もある。いろいろのおもちゃの中に仕組んである。たとえばその地方のおみやげのこけしが立つて、その中に寒暖計がくつついたり、木の柱の中に寒暖計がついたり、

先日も愛知用水かなんかに行きましたときに、かぎになったのを記念にくれた。かぎですね、その中にやつぱり寒暖計がくつついてゐるわけなんです。そうすると、各家庭でそういうのはこれは一応もたつてくるわけでございますから、家の中であつちの部屋、こつちの部屋とやつてゐるわけですね。また、同じ部屋に二つあつた場合に、両方が若干狂つてゐる場合がよくあるわけなんです。こういうものに対しての製造をあなたのはうは一検査しておられるのか。これは検査なしで、そういうものは指定じゃないんだから幾らつくつてもいいんだと、こういうことであつたのはこれはこれを認めておられるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(赤澤璋一君) 家庭用で使います寒暖計、あるいはおもちゃの中に組み込まれておるような寒暖計でございまして、こういったものは、いわゆる取引、証明以外の用途に使われるものでございまして。したがって、現在の法律のたてまえで申しますと、これは通産大臣の許可を受けまして、検査を受けないといふことになつておるわけですね。こういったものには、よく注意してごらんいただきますと、無検定品、あるいは取引、証明以外用という字句がどこかに書き込まれておるはずでございます。そういうふうになつております。

で、この取引、証明以外のものが、しからば非常に狂つていいかということでございますが、これはたいへん困るわけでございます。やはり国民の計量思想、計量観念という点から申しまして、あるいは直接の日常生活から申しまして、これらがやはり正確であるということが私ども必要であらうと存じます。今回の改正等におきまして、型式承認を従来の器差検査からはずしまして、特に取り出してやるというふうな改正いたしましたのも、従来とかく器差の点でいろいろ問題があり、その点を中心に検定をいたしておりましたものを、事前にできるだけ型式というふうな形で押えていくという点でも、いまのような

ゆる取引、証明以外用のものについても、耐久性あるは品質、構造の面で十全を期したいという考え方でございます。そういったような改正も考えておりますので、おそらく今後こういったものにつきましては、できるだけ狂いのないようなものがだんだん出回ってまいるのじゃないかと思っております。

もう一点申し上げておきますが、今回の改正におきまして、従事の事業許可制から登録制に変えますると同時に、検査規程、各事業場の検査規程というものを届け出なければならぬということになっております。これは検査の段階で、十分各社の自主検査を奨励してもらい、また、自主検査の制度をできるだけ上げていって、検定前におきましても、こういったものの不良品が少なくなるように私ども努力をしてみたい、こういう趣旨で改正案を考えておりますので、今後こういったものの強化と申しますか、技術の向上と合わせまして、いまいったような不良品が漸次少なくなっていくものと考えておる次第でございます。

○近藤信一君 取引、証明を付さないものについては、検定を受けなくてもよろしいと、こういうことになって、どこかに書いてあると——ちょっとこれは実情としては無責任な答弁だと思ふのだけれども、どこかに書いてあるんじゃないこと。私は、じゃあ取引、証明のついていない寒暖計ですね、寒暖計だけじゃない、いま紙切れについているあれも、十センチぐらいのこういうものでも、これをもらった人は、取引、証明はついていないわけ、これはもう無検査でもらったわけなんです、これを使う国民は、目盛りがしてあれば、これはさっきの話じゃないけれども、これはメートルがきちんとしているだろうと思つて、何か利用するときは、ぼつと簡単にしかれるから、はかたりする場合があります。また、いまの寒暖計の場合でも、違った寒暖計ということになると、これは取引、証明がついていないからということ、じゃ国民は取引、証明以外だから、これ

は迷惑こうむつてもいいということはないわけなんです。これは迷惑をこうむるのは国民なんだから、消費者でございしますから、消費者も迷惑のないようにするためにはどうするか、こういうことでなければならぬじゃないかと私は思う。ただ、先日来議論になっておるところでは、包装の袋の中へ入った目方が多いとか、少ないとか、いま消費者団体でいふんやましくいうわけなんです。それでもやはり消費者がじゃだれだれはかってみようというときには、証明のないものでもちよいとはかることもあるわけなんです。簡単にいけるわけでございますから。そういう場合に間違つたものではあるということになりますと、これは国民、消費者が迷惑することになるうかと私は思うので、あなたのほうで、そんなことはないのだと、消費者は迷惑こうむらないと、こう言われるかもしれないけれども、私はそれは考えない。やはり迷惑をこうむるのは消費者だと思ふので、こういう点はもう少しやはり親切心を持って行政指導に当たらなければならぬのじゃないかと私は思うのだし、もう一つは、先日はプロパンでやっておりましたが、いまガスタイターというものが非常に流行してまいりまして、一般市中にはガスボンベというものが販売されております。これに対しては、何が入っておりますかというところが箱に書いてある。しかし、買う消費者は実際それだけ入っているか、入っていないかは、目で見てはわからないし、はかるものも持っていないのだから、こういうことについて、一体あなたのほうで検定しておられるかどうかということをお聞きしたい。なぜならば、買って私が使った場合に、二、三回入れたら振つてみても音もしないし、からになったこともあるので、そういう迷惑をこうむるのは私も消費者でございしますから、こういうものについて、あなたのほうでは現在どのような措置をとっておられるのか、この点をお尋ねいたします。

○政府委員(赤澤一君) 先ほど御答弁申し上げましたが、今回の改正におきまして、特にいま申しましたような検定前の品物で取引、証明以外に使われるものの正確さを期するという意味合いからいたしまして、やはり会社の自主検査、自分の製品についての検査を厳重にやってもらふということが非常に必要わけでございます。そういう意味合いから、特に今回新しい条文を設けまして、事業者につきましては許可制をはずしまして、反面登録になりましたならば、検査規程というものををつくりまして、それを通商産業大臣に届け出なければならぬ、こういうことになっておるわけでありまして、私ども、この検査規程を通じまして各製造メーカーに十分指導してまいりたい。一、そのこの検査規程の施行あるいは検査規程の内容の向上につとめてまいるように指導してまいりたいと存じております。

それから後段の御質問の点で、液化ガスの問題でございますが、これは中身は見えませんが、結局そこに表示してある容量というものが正確であるかどうかという点は、非常に消費者としては、自分で一々かはってみるわけにまいらないわけでありまして、要するに、書いてある表示と中身が一致しておるといふことを信用して買う以外にないものでございします。法律の条文からいって、もちろんそういう違反があれば、これは罰則規定にかかる筋合いのものでございします。取り扱ひ等、いろいろ問題がございまして、表示しているものと違ふという場合があるいはあるうかと思ひますが、それ以上それを正確に、使う直前に再びはかってみるということ、特に小さいガスタイターのボンベなどにつきましては、実は手だてがないわけでございます。そういう点もございしますが、関係の業界を指導いたしまして、そういうことのないように強力な指導をしてまいりたい、かように考えております。

○近藤信一君 往々にして法律というものは大きなところにはかり目をつけられまして、こまかいところがわりに取りこぼしがよくあるわけでありまして、よくざる法ということもいわれるわけなん

ですが、やはりそういうこまかいものを使っているのは一般の消費者が多いと思うのです。だから、もうこれは今度の大改正でございしますから、そういう液化ガスのこまかい部分まで、あなたのほうはもっと親切心を持ってやっていく必要があるんじゃないかと私は思うのです。現在そういうものについての検査規程がない、これからつくっていくと、いま次長が言われましたのですが、この法律が今月中なら今月中に通りますれば、これはすぐ施行されるわけでございますから、そうすると、その間また検査規程をつくつていかなきゃならぬ。現在検査規程というものはあなたのほうで用意しておられないのでしょうか。これからつくろうというのでしよう。そうすると、その間のズレというものが私は出てくると思うのです。そういう点は、やはりあなたのほうとしても万全の対策じゃないと、私はこう思うのです。どうですか、この点。

○政府委員(赤澤一君) この計量器の製造メーカーは、先般もお答え申し上げましたように、大多数が中小業者あるいは言ひ方によりまして零細業者と申すといふようなものでございまして、私ども見えておると、現状でも検定を受けます関係上、社内の検査規程というものは大体あるようでございます。ただ、それが十分であるかどうか、非常に多数の業者、全国で千五百ばかり事業場があるわけでございますが、全部にわたつてその検査規程を見ようということには現在はおいておりません。今回の改正をいたしますれば、そういうものの届け出が出てまいります。ございします。早急に、現在あります検査規程につきましても内容を検討し、できるだけそれを高いレベルを維持するように指導してまいります。また、ないものにつきましても、もちろんこれを早急につくつていただいております。施行まで若干の期間をいただいておりますので、できるだけ早急にそういった事務が取り進めますように努力をしてみたいと思ひます。

○近藤信一君 最後に一つお尋ねいたしました、きょうはこの程度にいたしますが、やはりいま次長が御答弁されました、特にこの業者というものは中小企業、零細企業と言ったほうがいいくらいだと、こう言われるので、それゆえに私はよけい問題があると思うのです。たとえば帝國石油とか、石油資源開発とか、東京ガスとか、こういう大きなメーカーの液化ガスというものは、機械、設備が完備しておる、だからあまり間違いないわけなんです。ところが、零細企業になってくると、そういう設備の近代化がまだなされる前でございますから、だから、そういうミスというものには往々にしてそういう零細、中小企業、こういうところに私はあると思うのです。そうすると、その零細企業がおもに今日製造しておられるということになると、完備してないところであるだけに、よけい消費者に対するところの迷惑というものがかかってくるのじゃないかと私は思うのです。こういう点も、将来やはりこの法律が通つてそうしてこれがものをいうようになりまするから、そういうところまで微に入り細にわたつて、法律を大改正をする以上は考えてあなただけのほうも国会へ提案していただきたい。質問の中で、あとから突つ込まれてどうのこうのといつて、法律を急ぐから早く上げてくれということになると、われわれとしても、若干そういう点は無理があつても、これはもう三木通産大臣が頼むからやむを得ないわということでもがまんして上げることもあるわけなんです、そういう点は、やはり法律を提案する以上は、微に入り細にわたつてそうして提案をしていただきたい。このことをあらためて私は希望して、きょうはこの程度で終わります。

○委員長(村上春蔵君) 他に御発言もなければ、本案に関する質疑は、本日のところこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

四月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(衆)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、国、地方公共団体、公共企業体等が役務又は物資を調達するため請負、買入れその他の契約をする場合において、中小企業者に対するその発注を確保する措置を講じ、もつて中小企業者の事業活動分野の維持とその健全な発達とに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「各省各庁」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

2 この法律で「公社」とは、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいい、「公社の長」とは、公社の総裁をいう。

3 この法律で「公団等」とは、日本住宅公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、水資源開発公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、森林開発公団、特定船舶整備公団、労働福祉事業団、産地地域振興事業団、公害防止事業団、帝都高速交通営団、日本原子力研究所、原子燃料公社その他政令で定めるこれらに類するものをいい、「公団等の長」とは、公団等の総裁、理事長その他の長をいう。

4 この法律で「官公需契約」とは、国、地方公共団体、公社又は公団等(以下これらを「国等」という。)が国等以外の者に対し工事の完成、役務の給付又は物件の納入を発注する契約をいう。

5 この法律で「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、建設業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 特別の法律によつて設立された組合及びその連合会であつてその直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前三号の一に該当する者であるもの並びに企業組合

(官公需契約の割合の公表)

第三条 内閣総理大臣は、中小企業官公需確保審議会の答申に基づき、あらかじめ、国等が当該会計年度又は当該事業年度において中小企業者となす官公需契約の発注量が当該年度における官公需契約の発注総量に対して占めるべき割合を定め、これを公表するものとする。

(各省各庁の長の義務)

第四条 各省各庁の長、地方公共団体の長、公社の長又は公団等の長は、毎会計年度又は毎事業年度において中小企業者となす官公需契約の発注量の当該年度における官公需契約の発注総量に対して占める割合が、少なくとも前条の規定により公表された割合に達するように努めるものとする。

(契約の特例)

第五条 各省各庁の長、地方公共団体の長、公社の長又は公団等の長は、中小企業者となす官公需契約の発注量の官公需契約の発注総量に対して占める割合が第三条の規定により公表された割合に達するようにするため必要があると認めるときは、官公需契約につき、国等がなす契約に関する法令又は公社若しくは公団等の定め規定にかかわらず、中小企業者のみの一般競争に付することができる。

(官公需契約の発注に関する中小企業者への配慮)

第六条 各省各庁の長、地方公共団体の長、公社の長又は公団等の長は、官公需契約を締結しようとする場合には、中小企業者がその発注に応ずることができるように、その発注量について考慮するとともに、その発注について、関係中小企業者に周知徹底するよう必要な措置を講じなければならない。

(実績の報告)

第七条 各省各庁の長は、内閣総理大臣に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度においてした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、自治大臣に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度においてした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

3 公社の長及び公団等の長は、それぞれの公社又は公団等を監督する大臣に対し、毎事業年度終了後四月以内に、当該年度においてした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

4 自治大臣及び公社又は公団等を監督する大臣は、前二項の規定による報告書が提出されたときは、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(勸告)

第八条 内閣総理大臣は各省各庁の長、自治大臣又は公社若しくは公団等を監督する大臣に対し

し、自治大臣は地方公共団体の長に対し、公社又は公団等を監督する大臣は公社の長又は公団等の長に対し、各省各庁、地方公共団体、公社又は公団等の行なう官公需契約に関して、この法律の目的を達成するため必要な勧告をすることが出来る。

(中小企業官公需確保審議会)

第九条 総理府に、中小企業官公需確保審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員十人以内で組織する。

3 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ第三条の割合について調査審議するほか、中小企業者との官公需契約に関し内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

5 前四項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令である。
(政令への委任)

第十条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条の規定は、この法律の施行の日の属する国等の会計年度又は事業年度においてした官公需契約から適用する。

2 この法律の施行の日の属する国等の会計年度又は事業年度における官公需契約の割合の公表については、第三条中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中中小企業政策審議会の項の次に次のように加える。

中小企業官 公需確保審 議会	官公需の中小企業者に対する 発注の確保に関する法律(昭 和四十一年法律第 号) の規定によりその権限に属せ しめられた事項を行なうこと
----------------------	---

昭和四十一年四月二十七日印刷

昭和四十一年四月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局